

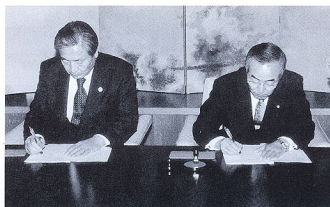
高松市・香南町

vol.1

創刊号 2004.3

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香南町合併協議会事務局



第1回会議を開催
合併協定項目とその協議方針を承認
編入合併方式を提案！

Contents (目次)

- ごあいさつ..... 2
- 第1回会議の結果..... 3
- 合併協議会委員等名簿..... 3
- 合併協定項目..... 5
- 合併協議会設置までの経緯..... 6
- 合併の手続き..... 6
- お知らせ..... 6



平成16年2月2日 合併協議会が発足!!

高松市役所で「高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書」の調印式が行われ、合併協議会が設置されました。



高松市・香南町の主なデータ

項目	高松市	香南町
市・町制施行	明23.2.15	昭31.9.30
市・町の花	つつじ	キク
市・町の木	黒松	モクセイ
面積	194.34km ²	14.72km ²
人口 総人口	332,865人	8,017人
	15歳未満 50,107人 (15.1%)	1,131人 (14.1%)
()は割合	15~64歳 223,684人 (67.2%)	5,166人 (64.4%)
	65歳以上 58,609人 (17.6%)	1,710人 (21.3%)
世帯数	131,370世帯	2,348世帯

※人口、世帯に関するデータは国勢調査（平成12年10月1日現在）

はなごころ



会長
高松市長
増田 昌三

今日、少子・高齢化の進行や情報化の進展など、社会経済情勢が、大きく変化する中、国および地方自治体の財政は、極めて厳しい状況が続いており、特に、地方財政は、今後、「三位一体改革」の影響により、ますます厳しさを増すことが予測されます。



副会長
香南町長
谷 輝男

香南町は、近年、高松空港の所在する町として、社会資本整備が進展するとともに、保健福祉、産業、教育環境の整備など、「花と緑にあふれ 人が輝く、住みよい町」を目標にし、「全町公園化構想」を町の将来の姿としてまちづくりを進めており、豊かな自然

また、本格的な分権の時代を迎え、これからのまちづくりは、これまでの国主導ではなく、自己決定と自己責任の理念に基づき、自分たちの地域のことは自分たちで考え、判断し、実行することが強く求められており、今後、地域の自立と独自性の発揮による、地域みずからのまちづくりを進めていくためには、それにふさわしい行財政能力・権限と行政組織体制を確立することが不可欠となっています。

そのための最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民サービスのと、都市的・文化的機能の調和のとれた町に発展しつつあると思います。

今日、国が強力に推進する三位一体の改革により、地方財政は、地方交付税や国庫補助金の削減など、厳しい財政状況の中、真に住民に必要なサービス

を効率的に行う、地方分権型社会にふさわしい行政運営が求められています。このような将来への不安から、今回の住民発議が行われ、議会の議決になったものと考えております。

このたびの合併協議は、単に行政体を大きくするだけでなく、これまで、

ための財源の効果的な確保と、効率的な行政組織体制の整備が可能となる「合併」が、大きなテーマとして取り上げられており、各自自治体においても、それぞれの立場で、合併についての検討が、真剣に行われているところです。

このような中、高松市と香南町とは、他の近隣町とともに合併検討会を設置し、一昨年11月には報告書を取りまとめるなど、合併について、ともどもに検討を重ねてきたところですが、このたび、香南町住民の熱意により、合併協議会が設置されました。

住民にとって身近であった行政と同様に、住民の思いが活かされてきた住民自治が損なわれることなく、これまで暮らしてきた生活・文化が継続されるよう、住民の不安感を払拭することが必要です。

また、この機会にお願いしておきたいのですが、高松市においては、この

私としましては、この協議会の場において、両市町の行政状況をはじめ、各種制度や住民サービスの現況を踏まえながら、合併に係る様々な課題や問題点、対応策などについて、広くオープンにする中で、住民として、合併についての適切な判断が行えるよう、両市町の将来展望と住民福祉向上の観点から、建設的な議論が行われることを期待するものです。今後とも、住民の皆様には、格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

協議会を含め、5つの協議会が立ち上がっています。新市全体の姿を描く上からも、そして、それぞれの地域づくりを考える上からも、本来、1つの協議会として協議を進めるべきであることを、提案しておきたいと思っております。

今後、合併特例法の期限であります平成17年3月末に向けて、合併協議会での協議結果が、住民に理解されるものとなりますよう、活発な御議論をいただき、円滑な協議が進められますよう皆様方の御尽力をお願い申し上げます。

[第1回会議]開催

■平成16年2月9日(月) 午前9時30分～
■高松市役所 13階 大会議室

高松市・香南町合併協議会委員等名簿

職名	氏名	備考
会長	増田 昌三	高松市長
副会長	谷 輝男	香南町長
委員	井竿 辰夫	高松市助役
	川田 茂	香南町収入役
	山田 徹郎	高松市議会議長
	加藤 卓也	香南町議会議長
	菰刈 将鷹	高松市議会副議長
	中條 照明	香南町議会副議長
	梶村 傳	高松市議会議員
	大浦 澄子	高松市議会議員
	三笠 輝彦	高松市議会議員
	森谷 芳子	高松市議会議員
	田中 宏和	香南町議会議員
	赤松 千壽	香南町議会議員
	石丸 末夫	香南町議会議員
	石丸 英正	香南町議会議員
	河田 澄	学識経験者(高松市)
	中村 達	学識経験者(高松市)
野田 法子	学識経験者(高松市)	
太田 繁夫	学識経験者(香南町)	
梶田 光子	学識経験者(香南町)	
伊賀 裕之	学識経験者(香南町)	
辻 正雄	合併協議会設置請求代表者	
監査委員	北原 和夫	高松市代表監査委員
	瀧本 春夫	香南町代表監査委員

(敬称略)

第1回会議において、会長、副会長のあいさつ、協議会委員等の紹介の後、報告事項、議案事項及び協議事項の協議が行われました。その主な内容は次のとおりです。

報告事項

報告第1号

高松市・香南町合併協議会規約について

1市1町の議会の議決を経て定められた高松市・香南町合併協議会の規約が報告されました。

〔協議会の担任する事務〕

- ・1市1町の合併に関する協議
- ・建設計画の作成
- ・その他1市1町の合併に関し必要

要な事項

〔協議会の事務所〕

第1回会議の結果

・協議会の事務所は高松市に置く。
〔委員〕

- ・1市1町の長及び助役
(複数の助役を置く場合は1人、助役を置いていない場合は収入役。)
- ・1市1町の議会の議長及び副議長

・1市1町の議会の議員のうちからそれぞれ議会の選出した者

- ・1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者等

報告第2号

高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書について

規約で1市1町の長が協議して定めるべき事項等について取り交

わした協議書が報告されました。

・会長に高松市長、副会長に香南町長を選任

・合併協議会設置請求代表者を委員として選任

・事務局職員は、1市1町の長が命じた職員

・事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を制定

議案事項

議案第1号から第9号までの9件が審議され、原案のとおり決定されました。

議案第1号

高松市・香南町合併協議会会議規程について

〔基本方針〕

- ・会議は原則として公開する。
- ・会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努める。

〔会議の進行〕

・会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

〔会議録等の公開〕

・会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

議案第2号

高松市・香南町合併協議会会議傍聴規程について

・一般傍聴席は定員50人以内とし、受付順とする。

議案第3号

高松市・香南町合併協議会会議録等閲覧規程について

・誰でも会議録及び会議に提出された文書は閲覧できる。

・閲覧場所は、協議会の事務局及び1市1町の所定の場所とする。

議案第4号

高松市・香南町合併協議会幹事会規程について

・幹事会は1市1町の助役・収入役等で組織し、協議会に提案する事項について協議、調整する。

議案第5号

高松市・香南町合併協議会幹事会部会規程について

・幹事会部会は1市1町の各部署の職員による17の部会を組織し、合併に関し必要な事項を実務的に協議、調整する。

議案第6号

平成15年度高松市・香南町合併協

議会事業計画について

・合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報提供

・合併協定項目の協議
・行政制度・事務事業現況調査の実施

・建設計画の検討

議案第7号

平成15年度高松市・香南町合併協議会予算について

《歳入》
・市町負担金、県補助金等

《歳出》

・会議費、事務費、事業推進費等
（合併協議会だよりの発行、ホームページの開設・管理等）

議案第8号

合併協定項目について
・別表1（ページ参照）のとおり。

議案第9号

合併協定項目の協議方針について
・別表2（ページ参照）のとおり。

協議事項

協議第1号から第4号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第1号

合併の方式について

・香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

※合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があり、合併の方式により、

市の名称・特別職の職員・議会議員・農業委員・条例規則等の取扱いが違ってくる、合併協議を進める上で、最も基本的な協議事項です。

協議第2号

合併の期日について

・合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。
（今後の協議の進ちよく状況を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案。）

協議第3号

市の名称について

・市の名称は、高松市とする。

協議第4号

市の事務所的位置について

・市の事務所的位置は、高松市番町一丁目8番15号（現高松市役所の位置）とする。

その他

・事務局から、合併特例法の概要、市町合併手続の概要及び合併協議会設置の経緯等についての説明がありました。



第1回会議風景

別表1 合併協定項目

1	基本的な協議事項	
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	市の名称	
4	市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
2	合併特例法に定める協議事項	
6	地域審議会の取扱い	
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
9	地方税の取扱い	
10	一般職の職員の身分の取扱い	
3	その他協議事項	
11	町名・字名の取扱い	
12	慣行の取扱い	
13	事務組織及び機構の取扱い	
14	条例・規則等の取扱い	
15	特別職の職員の身分の取扱い	
16	一部事務組合等の取扱い	
17	附属機関等の取扱い	
18	公共的団体等の取扱い	
19	消防団の取扱い	
20	使用料・手数料等の取扱い	
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	
22	国民健康保険事業の取扱い	
23	介護保険事業の取扱い	
24	各種事務事業の取扱い	
1	電算システム事業	12 商工・観光関係事業
2	広聴広報事業	13 農林水産関係事業
3	人権啓発事業	14 建設関係事業
4	コミュニティ施策	15 交通関係事業
5	障害者福祉事業	16 上水道事業
6	高齢者福祉事業	17 下水道事業
7	生活保護事業	18 消防防災関係事業
8	児童福祉事業	19 学校教育事業
9	その他の福祉事業	20 社会教育事業
10	保健衛生事業	21 文化振興事業
11	環境対策事業	22 その他の事業
4	建設計画に係る協議事項	
25	建設計画	



Q & A 1

合併協定項目とは

合併協議会では、合併に関するあらゆる事項を協議します。

協議に当たっては、両市町が合併すると仮定して、現在行っているすべての行政制度や事務事業等について、一元化に向け、調整（すり合わせ）する必要がありますが、その数は膨大なものとなります。

そこで、協議会では、特に住民生活に密接に関わりのある重要な行政制度や事務事業などの項目に絞って協議を行います。これに、合併市町の将来に対するビジョン、いわば合併市町のマスタープランとなる「建設計画」の作成を含めた項目を、合併協定項目といいます。

協議会では、これら合併協定項目の協議状況を明らかにし、住民の皆様へ合併の是非を判断する材料を提供していくこととなります。

別表2 合併協定項目の協議方針

〈 基本的考え方 〉

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行います。

〈 基本原則 〉

① 一体性確保の原則

合併後における速やかな一体性の確保を図る。

② 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

③ 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

④ 健全な財政運営の原則

合併後における健全な財政運営に資する。

⑤ 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努める。

合併協議会設置までの経緯

平成15年11月4日	香南町住民から香南町長に対し、合併特例法に基づく住民発議により、高松市との合併協議会設置請求書が提出される。
12月19日	高松市議会において、合併協議会設置議案が可決される。
12月22日	香南町議会において、合併協議会設置議案が可決される。
平成16年2月2日	高松市長と香南町長が、高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書に調印し、同日付けで規約が施行され、高松市・香南町合併協議会が設置される。

合併の手続き



お知らせ

- 合併協議会の傍聴について
会議開始30分前から先着順に受付します。傍聴の定員は、50人以内。
- 会議資料等の閲覧について
合併協議会事務局と高松市役所、香南町役場で会議資料や会議録を御覧いただけます。

編集・発行

高松市・香南町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所6F)

TEL: 087-839-2121 FAX: 087-839-2125

Q & A ②

住民発議制度とは

- 市町合併を目指した地域の住民などの取組みを反映させるための制度で、具体的には、有権者の総数の50分の1以上の者の署名を集めれば、請求代表者は市町長に対して、合併協議会の設置を請求することができます。

Q & A ③

合併協議会とは

- 合併協議会は、地方自治法と合併特例法の規定により設置される協議組織で、各市町の長、助役(収入役)、議長、副議長、各市町の議会ごとに選出された議員、学識経験者等で構成されます。
- 合併協議会では、合併の方式や合併の期日をはじめ、住民サービスの水準や住民負担の調整、合併市町のまちづくりに関する計画(建設計画)など、合併に関するあらゆる事項が協議されます。
- 合併協議会で、協議・調整された事項をもとに、住民の代表である各市町の議会の議決を経て、合併が実現することになります。

ホームページの開設

合併協議会の会議内容や合併に関する情報などをお知らせします。会議資料や会議録も随時掲載しますので御利用ください。

皆さまの御意見をお聞きするコーナーもありますので、ぜひアクセスしてみてください。

URL <http://www.takamatsu-kounan.jp>
E-mail m2448@city.takamatsu.lg.jp



合併に関する御意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。